

見 本

〇 〇 〇 クラブ会則

- 第1条 本会は、「〇〇〇クラブ」と称し、事務局を代表者宅に置く。
- 第2条 本会の通常の活動場所は、〇〇〇〇とする。
- 第3条 本会は、〇〇〇〇〇（主たる活動内容）を通して、〇〇〇することを目的（主たる目的）とする。また、本会は営利目的の活動を行うものではない。
- 第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の活動を行う。
- （1）定期練習
 - （2）市川市〇〇連盟及び市川市〇〇〇協会などの主催による、試合や大会への参加
 - （3）その他、親睦を深める活動等
- 第5条 本会は、第3条ならびに第4条にある目的及び活動する者で構成する。
- 第6条 本会の会員は、次の各項目を厳守しなければならない。
- （1）何事にもルールを守り、他人に迷惑をかけず、思いやりの気持ちを持つこと。
 - （2）無断欠席をしてはならない。
 - （3）使用する施設は、学校教育施設ということを意識して、注意事項を十分把握し、使用後は清掃等を行い、原状回復に努めること。
 - （4）活動中は積極的にコミュニケーションを図り、相手を尊重しあうこと。
- 第7条 本会の会費は月 〇〇円とし、それをもって活動費にあてる。
- 第8条 本会には、次の役員を置く。
- （1）会 長 1名
 - （2）副会長 1名
 - （3）会 計 2名
- 第9条 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。
- 附 則 この会則は、 〇〇年〇〇月〇〇日より施行するものとする。